

2024年度 大学入学共通テスト 日本史Bの分析

日本史

学校法人 河合塾 日本史講師 中垣 秀作

1 はじめに

共通テストも4年目を迎え、この間の傾向が定着してきたようである。高校生の主体的な学びをふまえた場面設定が3年連続で大問6問中5問、会話形式は1問減ったが大問3問と半数を維持し、また、何らかの形で思考力・判断力を問う設問は、昨年度に比べ若干減ったとはいえ全体の6割5分を占めていた。

2 分量・構成・出題形式

分量はマーク数32、時代構成は前近代と近現代の割合がほぼ6:4で、昨年度までと同様であった。出題形式は、文章正誤問題が最も多く、全体の6割を占めた。ついで年代配列問題と空欄補充問題が各約1割5分と続き、短文と語句・短文の組み合わせ問題が約1割であった。空欄補充問題が微増傾向にあるが、資料の読み取り内容を空欄にするなどの工夫がみられ、空欄補充問題でも思考力・判断力を問おうとする姿勢が継続している。

3 共通テストの特徴的傾向

ここでは、本試でみられた特徴的傾向を、河合塾が集めたデータも駆使しながら具体的にみていく。

(1) 多様な資料(史料・図版・統計表など)の利用

共通テストでは、史料・図版・統計表などの資料を利用した設問が実に多く出題されている。例題1は、戦国・織豊期の史料を読み取らせる設問であるが、昨年度、1割弱という最も低い正答率を記録した設問(2023年度本試14)と似た傾向をもつ設問ということで取りあげた。史料1・2ともに受験生にとっては初見の史料であり、(注)を手がかりに読み解いていく必要がある。Xは、(注3)に着目できれば誤文と判断できる。Yは、素直に読めば、座の特権を認めている内容なので誤文と判断できるが、「織田信長の命令」から楽市的な内容か、との先入観をもつと判断を間違える。こうした先入観を

例題1 2024年度 共通テスト本試：第1問 問3 3

問3 下線部◎に関連して、次の史料1・2は紙などの物資流通を担っていた商人に対して出された命令である。この史料1・2の内容について述べた後の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 3

史料1 戦国大名六角氏の命令

紙商売の事、石寺新市(注1)の儀は楽市たるの条、是非に及ぶべからず(注2)。濃州ならびに当国中(注3)の儀は、座人の外商売せしむるにおいては、見相(注4)に荷物押さえ置き注進致すべし。

(「今堀日吉神社文書」)

(注1) 石寺新市：戦国大名六角氏の居城である近江国観音寺城の城下町。

(注2) 是非に及ぶべからず：あれこれと議論してはならない。

(注3) 濃州ならびに当国中：美濃国と近江国。ここでは近江国の石寺新市は含まれない。

(注4) 見相：見かけること。見つけること。

史料2 織田信長の命令

大滝神郷(注5)紙座の事

一 上は木目を境、下は浅水の橋を境、東は境目、西は海端を境、前々の如く諸役あるべからず。

(「大滝神社文書」)

(注5) 大滝神郷：越前国大滝神社の所領。

X 史料1によると、六角氏が治める近江国・美濃国には楽市令が出され、座の特権を強要しようとする商人の荷物は没収されることになっていた。

Y 史料2によると、織田信長は、大滝神郷紙座が越前国内に有していた税免除の特権を撤廃した。

- ① X 正 Y 正 ② X 正 Y 誤
③ X 誤 Y 正 ④ X 誤 Y 誤

ひっくり返す判断を求める設問が2年続いた。本問の正答率は3割強と低めではあるが、昨年度ほどにはならなかった。とはいえ、史料読解演習の指導の際などには、受験生に注意をうながしておきたい。例題2は、永仁の徳政令に関連した二つの史料の読み取りを求めた設問で、今年度の本試全32問中、2番目に正答率が低かった(約28%)。正解は③だが、②の誤答が比較的多く、aとbの判断を間違えた受験生が多かったことを示している。会話中に「鎌倉幕府の出した法令は主に御家人を対象とした」とあるので、「本主が誰であっても」としているaは不適切と判断できるのだが、下線部より前の会話からの判断になるので、とまどった受験生が多かったと思う。

■例題2 2024年度共通テスト本試：第3問問2 13

問2 下線部⑥に関連して、永仁の徳政令(史料1)と、1345年に山城国下久世荘の名主・百姓が永仁の徳政令の適用を荘園領主の東寺に求めた申状(史料2)に関して述べた後の文a～dについて、正しいものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。 13

史料1

一 質券売買地(注1)の事 永仁五年三月六日
右、地頭御家人買得の地においては、本条(注2)を守り、二十か年を過ぐるは、本主(注3)取り返すに及ばず。非御家人ならびに凡下(注4)の輩買得の地に至りては、年紀の遠近を問はず、本主これを取り返すべし。(「東寺百合文書」)

- (注1) 質券売買地：質入れや売買した土地。
(注2) 本条：ここでは御成敗式目第8条のこと。
(注3) 本主：もとの持ち主(売主)。 (注4) 凡下：庶民

史料2

山城国下久世荘の名主・百姓が、荘園領主の東寺に申し上げます。かつての買主の子孫と称する者が、われわれが取り戻した売却地の返還を求める訴訟を起こしました。これはほとんどない言いがかりです。なぜならば、永仁五年三月六日に鎌倉幕府が立法した徳政令と、同じく七月二十二日に幕府が六波羅探題へ送った指令書には、「非御家人ならびに凡下の輩の質券売買の地においては、年紀の遠近を問はず、売主これを取り返すべし」と見えるからです。どうか不当な訴訟を棄却してください。(「東寺百合文書」大意)

- a 史料1は、本主が誰であっても、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
 - b 史料1は、本主が御家人であれば、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
 - c 史料2は、下久世荘の名主・百姓が、史料1の規定を読み換え、訴えを退けるよう主張したものである。
 - d 史料2は、下久世荘の名主・百姓が、史料1の規定に基づき、訴えを退けるよう主張したものである。
- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

(2) できごとの因果関係や歴史的意義を問う

■例題3 2024年度共通テスト本試：第6問問6 31

問6 下線部①に関連して、敗戦後に日本がアメリカとの間で結んだ次の条約・協定Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 31

- Ⅰ アメリカが「琉球諸島」の権利を放棄する協定
- Ⅱ アメリカから経済的援助を受けるとともに、自衛力を増強する義務を負う協定
- Ⅲ 在日アメリカ軍の「極東」での軍事行動に関する事前協議を定めた条約

- ① Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ ② Ⅰ-Ⅲ-Ⅱ ③ Ⅱ-Ⅰ-Ⅲ
④ Ⅱ-Ⅲ-Ⅰ ⑤ Ⅲ-Ⅰ-Ⅱ ⑥ Ⅲ-Ⅱ-Ⅰ

例題3は年代配列問題である。この形式は総じて正答率が低く出る傾向、つまり多くの受験生が苦手とする形式といえる。今年度の本試では5問(昨年度も5問)出題されている。この形式の克服は、高得点をねらう上で不可欠といえよう。本問を取りあげた理由は2点ある。まずは、年代配列問題の中でも正答率が低め(約32%)という点、次に共通テストになってからの特徴といえる歴史用語を極力使わずに作問している点である。Ⅰ～Ⅲいずれも歴史用語を極力使わずに作られており、抽象度が高い分、難度が上がっている。誤答は⑥に集中してお

り(約40%)、正解を上回る解答率であった。これはⅡとⅢの時期判断を間違えたことを示している。本問のような作例をもとに、抽象度の高い内容を、歴史用語におきかえていく訓練が必要だと思う。

4 対策と展望

◆資料問題の演習量の確保

新課程になっても、さまざまな資料(史料・図版・地図・統計表・グラフ)を利用した問題の出題が予想される。対策としては、とにかく「慣れる」ことが重要で、そのためには共通テストの過去問などで演習量を確保したい。また、『図説 日本史通覧』の「巻頭特集」はさまざまな資料の読解の方法などをていねいに解説しており、指導の際に有用である。

◆「知識」を強化する必要

共通テスト模試などのデータからも知識型の問題の正答率が低い傾向があることがわかっている。本試でも知識型の問題が一定程度は出題されており、思考力・判断力養成の前提としても知識を身につける必要性がある。旧センター試験の過去問なども利用して、知識面の強化をはかりたい。

◆「歴史総合、日本史探究」について

いよいよ2025年度から新課程入試が始まる。配点や構成は、おそらく2022年秋に公表された試作問題の通り、歴史総合が大問1・配点25点、日本史探究が大問5・配点75点となると思われる。気になるのは歴史総合の問題の構成や難易度である。試作問題をみる限りは、日本史探究の知識が身につけていけば、歴史総合はこわくないが、試作問題とは異なる傾向で出題される可能性もあるため、共通テスト模試では、さまざまなタイプの問題を出題し、分析を試みている。現段階で言えるのは、世界史分野の知識も必要な問題の正答率が総じて低いこと、日本史分野の問題であっても、それほどできていないこと、である。高校1年段階での学習なので、身につけていない受験生が多いのであろう。歴史総合で思わぬ苦戦を強いられる可能性もある。日本史分野の問題は、近現代の学習が進んでいけば克服されると思う。世界史分野については、出る出ないも含めて判断が難しいが、日本史分野の学習の際に、国際関係に留意した学習を組み込めれば、ある程度までは克服できるであろう。また、実戦力の養成は、本試がない科目ではあるが、共通テスト日本史Aおよび世界史Aの近現代史部分の過去問演習などにより対応可能と思われる。